

## 【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重 0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1 m<sup>2</sup>超かつ高さ1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積1 m<sup>2</sup>以下又は高さ1.2m以下 荷物のみを運搬</li> </ul> <p>高 ↑ 高さ ↓ 低</p> <p>1.2 m</p> <p>1.0m<sup>2</sup></p> <p>小 ←———— 面積 —————→ 大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1 m<sup>2</sup>超又は高さ1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1 m<sup>2</sup>以下かつ高さ1.2m以下 荷物のみを運搬</li> </ul> <p>高 ↑ 高さ ↓ 低</p> <p>1.2 m</p> <p>1.0m<sup>2</sup></p> <p>小 ←———— 面積 —————→ 大</p>

※ 労働安全衛生法で規制を受ける簡易リフトについては、建築基準法におけるエレベーター又は小荷物専用昇降機に係る規制の対象外になります。